

住民税が来年10月から年金天引きに

地方税法改正により特別徴収に

今国会で成立した地方税法改正により、来年10月から住民税が年金からの特別徴収、つまり天引きされることとなります。

対象者は、65歳以上の公的年金等の受給者で、老齢基礎年金額が18万円未満の方と特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える方は除かれます。横浜市では、65歳以上の年金受給者66万人のうち、3割弱にあたる約19万人が該当します。

天引きされる税額は公的年金等にかかる所得割額と均等割額で、給与や家賃など年金以外の収入はいままで通りの納入方法です。

天引きは、社会保険庁が行います。

住民税は、前年度の収入によって税額が決まります。現在、年金受給者は、6月に納付通知書が送付され、6、8、10月、翌年1月の4回に分けて支払うことになっています(普通徴収)。なお、サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与から支払います(特別徴収)。

来年10月からは、2か月ごとの年金支給時に、自動的に住民税が引かれます(下記参照)。

なお、税率が変わるわけではありません。

市長、自らの見解を述べず

横浜市では、ただいま開催中の6月議会に、年金からの市民税天引きを行うための市税条例の改正案が出されました。

5日に行われた議案関連質問で、日本共産党の白井正子議員(港北区)は、後期高齢者医療制度が今年4月から始まり、保険料を年金から天引きすることなどが大問題になっているなか、本人の意向を踏まえないで年金から税金を天引きすることについて市長の見解を求めました。

それに対し中田市長は、納税者の納税の手間を省き、納税の利便性を向上させるとともに、徴収事務の効率化を図るという政府の説明を述べるだけで、自らの見解は述べませんでした。

減免は今までどおり

さらに白井議員は、減免が認められた場合、直ちに天引きが停止されるのか確認するとともに、減免措置制度の周知徹底をさらに図るべきではないかとただしました。

市長は、申請が認められる場合には速やかに特別徴収を停止するとともに、いっそうの周知拡大に努めると答弁しました。



特別徴収の対象税額と徴収方法

2009年度

	普通徴収		特別徴収(天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	同左	年税額から6・8月に納めた税額を引いた額の1/3	同左	同左

2010年度以降

	特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2月と同じ	同左	同左	年税額から4・6・8月に納めた税額を引いた額の1/3	同左	同左